

空乗第2098号
平成8年10月11日
国空航第3037号
令和4年3月29日

航空士実地試験実施基準

国土交通省航空局安全部安全政策課

第1章 総則

1－1 航空従事者試験官（以下「試験官」という。）が、航空法第29条第1項の規定に基づき航空士の技能証明に係る実地試験を行う場合は、この基準によるものとする。

ただし、この基準により難い止むを得ない事由のため、航空局安全部安全政策課長の承認を受けた場合はこの限りではない。

1－2 試験官は、実地試験に先立ち、受験者に次の各号の提示を求めそれぞれについて有効性を確認しなければならない。

1－2－1 技能証明及び航空身体検査証明書（技能証明を有する者に限る。）

1－2－2 航空機乗組員飛行日誌

1－3 実地試験は口述試験及び実技試験とし、原則として口述試験を先に行うものとする。

ただし、気象予報、飛行場の運用時間等を勘案し試験官が必要と認めた場合又は実技試験の後に追加して行う必要がある場合はこの限りではない。

1－4 実地試験には、受験者に航法の教育を行い、受験者の技能が所定の水準に達していることを証明した教官を立ち合わせるものとする。

ただし、止むを得ない事由があると認められる場合はこの限りではない。

第2章 口述試験

2－1 口述試験において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、航空士実地試験実地細則（以下「細則」という。）に定めるところによる。

2－2 試験官は、口述試験において受験者が他の者から助言を受けた場合又はその他の不正行為を行ったときは、実地試験を停止するものとする。

第3章 実技試験

3－1 実技試験において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、細則に定めるところによる。

3－2 実技試験に使用する航空機の要件は次のとおりとする。

3－2－1 現に有効な耐空証明を有すること。

3－2－2 試験官が同乗して試験を行うことができるものであること。

3－2－3 試験科目に対応できる装置等を有すること。

3－3 試験官は、実技試験において受験者が次の各号の一に該当する場合は、実地試験を停止するものとする。

3－3－1 航空法等に違反する行為があったとき。

3－3－2 他の者が受験者に助言し、又は受験者が行うべき操作等を補助したとき。

3－3－3 その他不正な行為があったとき。

第4章 成績の判定

4－1 試験官は、実地試験において受験者が細則に定める所定の科目を終了し、その成績が判定基準に達している時は合格とする。

また、受験者が細則に定める判定基準から逸脱した場合であっても、その時の状況及びその後の修正操作又は回復操作の適否を考慮し、総合的に航空士としての技能に信頼性があると認められるときは合格とする。

(注) 「航空士としての技能に信頼性がある」とは、科目の判定基準からの逸脱が連鎖したり頻発したりせず、かつ、細則に定める総合能力（エアマンシップ）の判定基準を満足している場合をいう。

4-2 実地試験において、受験者が実技試験を辞退した場合及び2-2又は3-3に該当するときは不合格とする。

第5章 その他

実地試験の実施に関する事務処理は「航空従事者技能証明等に関する事務処理要領」に定めるところによる。

附則

(施行期日)

この基準は、平成8年10月11日から施行する。

附 則（令和4年3月29日）

(施行期日)

この基準は、令和4年4月1日から施行する。